

議事録の詳録

加古川のこれからの川づくりに関する説明会

日 付 平成21年10月17日(土)

場 所 小野市商工会議所 4階 大会議室

1. 開会

○司会

皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

定刻になりましたので、加古川のこれからの川づくりに関する説明会を開催いたします。私は、加古川のこれからの川づくりに関する説明会庶務を担当しております石尾と申します。よろしくお願いいたします。

まず、この会場についてご説明いたします。非常時の退出でございますけれども、当会場の後ろの正面、左右にございます非常口と張り紙を張ってございますドアです。非常の場合は、そこから退出をお願いいたします。トイレは、後ろのほう、私の右のほうの奥にございます。

それでは、説明会に先立ちまして配付資料の確認をお願いいたします。

配付資料は、資料－1、資料－2、資料－3、資料－4の4つございます。資料－1「議事次第」・「座席表」というのがございます。資料－2「加古川のこれからの川づくりに関する説明資料」。資料－3「意見記入用紙」。資料－4「ご発言にあたってのお願い」。以上ですけれども、不足がございましたら、お近くのスタッフまでお申しつけください。

また、資料－3としてお配りしております「意見記入用紙」につきましては、本日の川づくりに関する説明内容について、時間の関係でご発言できなかったご意見あるいはご発言内容の補足意見、こういうものがございましたら記入していただきまして、お帰りの際に回収箱を置いておりますので、そこに入れていただけたらと思います。

また、後日ご意見をお寄せいただくという場合にも、この意見記入用紙をご自宅に持って帰っていただきまして記入後、用紙に記載しております送付先までファクスあるいは郵送していただけたらと思います。

また、インターネットによりホームページからもご意見を寄せていただくことができるようになっておりますので、こちらにつきましても活用していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○司会

それでは、開会に当たりまして、議事次第にのっとり姫路河川国道事務所長の中込か

らのごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（中込事務所長）

本日はお忙しい中、また土曜日なのですけれども、この会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。冒頭のあいさつということで、一言、話をさせていただきたいと思っております。

最初からややこしい話を先にさせていただきたいと思っておりますけれども、平成9年、もう10年以上たつたのですけれども、河川法という法律がございまして、この法律が改正されております。そもそも国土交通省で管理している例えば道路でありますとか河川でありますとか、それぞれ個別に法律がございまして、その法律に基づいて河川の工事であるとか、あるいは管理であるとか、こういうものを行っておるのですけれども、これが平成9年に改正されてございまして、その際に法律の中で今後少し長いタームで、30年ぐらいを大体見越しているのですけれども、30年ぐらいの間でどんな整備をやっていくのかというものを計画として立てましょうというものが、平成9年の河川法改正の中で盛り込まれております。

この加古川におきましても、概ね30年ぐらいを念頭に置いた計画なのですけれども、これをつくりたいということで、昨年ぐらいから大学の先生等々と意見交換を交わしているような状況です。ほぼ1年近くたったのですけれども、その間に10回ぐらい会合を行いまして、今後の加古川、30年ぐらいを考えた場合にどういうことをやっていったらいいのかというご意見を伺ってきてございまして、大体形になってきたというような状況になっておりますので、一度地域の方々に状況を説明させていただくということで、今回のこの場を設けさせていただいたという次第でございます。

ご案内だと思うのですけれども、この加古川につきましては、先ほどの大学の先生なんかとの議論の中でも、やっぱり一番大きい話として出てきたのは、平成16年の台風23号の災害の関係。この災害に対しまして、どういうふうにしていくのかという話。

それから、加古川、台風が来るのは年に何回と。それで被害を受けると、それがずっと続いたりするのですけれども、他のときには普通にとうとうと、きょうもそうなんですけれども、加古川は流れております。日々の状況の中で加古川をどういうふうにしていくのか、いわゆる我々、地域の方々が加古川をどういうふうにご利用していったらいいのかという話、それから加古川は人が使っているだけではなくて、そもそもいろんな生物の生息地、繁殖地になっているということになっておりますので、環境の観点でどのようにする

のかということが、ここ一年間で大きく議論されてきたところではございます。一年間の議論の成果をこれから説明会という形で説明させていただきますけれども、そのような点を大体議論してきましたので、今回説明させていただく内容も、その辺のところを中心に説明させていただこうと思っております。

いずれにしても、これから概ね30年を見越した計画というのを学識者、大学の先生からの意見、それから今日みたいな場で地域の方々からの意見、そういうのを踏まえながらつくって、今後加古川をどういうふうにしていくのか、あるいはしないのかと、そういうところをしっかりと決めながら進めていきたいと思っております。最も大事なものは、川は別に国土交通省が持っているものじゃなくて、みんなのものということなんですけれども、特に私が感じているのは、やっぱり日頃から目の前に川があるという方々がどういうふうに感じているのか、どういうふうにしたいのかということは、ものすごく大事な意見なのではないかなと感じております。

今日は短い時間かつ説明も少し長くなるかもしれませんが、説明を聞いていただいて、ぜひぜひ忌憚のないご意見をいただけたら非常に嬉しく思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

続きまして、前に座っております河川管理者から一人ずつ簡単に自己紹介をさせていただきます。

○河川管理者（永田小野出張所長）

皆さん、こんにちは。私は小野出張所長の永田と言います。よろしくお願ひします。

出張所の主な業務は、工事の施工監督および河川法に基づく許認可申請の窓口を行っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○河川管理者（渡部工務第一課長）

工務第一課長の渡部でございます。よろしくお願ひします。

私のほうでは、改修の工事の発注を担当してございます。よろしくお願ひします。

○河川管理者（松井調査第二課長）

調査第二課長の松井でございます。

私の担当は水質および環境でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

皆さん、こんにちは。調査第一課長の吉田と申します。

私の担当は、治水分野の河川の計画および調査を担当してございます。よろしく願いいたします。

○河川管理者（中込事務所長）

改めまして、事務所長の中込でございます。よろしく願いいたします。

○河川管理者（田中副所長）

副所長の田中でございます。

ここにいる河川関係全般を担当しております。よろしく願いいたします。

○河川管理者（松寺河川管理一課長）

河川管理一課長の松寺です。

維持修繕の発注および現場の管理を小野出張所とともに担当しております。よろしく願いいたします。

○河川管理者（友本河川管理第二課長）

こんにちは。河川管理第二課長の友本と申します。よろしく願いいたします。

私は加古川大堰の維持管理を主に担当しております。よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

3. 加古川のこれからの川づくりについて

○司会

では、議事次第の3番「加古川のこれからの川づくりについて」に進みたいと思います。

では、これからパワーポイントを用いまして、河川管理者から加古川のこれからの川づくりについてのご説明を差し上げます。

なお、説明内容に関するご意見につきましては、後ほどお伺いする時間を設けておりますので、説明中のご発言はご遠慮いただきますよう、お願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

それでは、改めまして加古川のこれからの川づくりに関する説明会を始めさせていただきます。

まず、お手元にお配りさせていただいております資料－2でございますけれども、これらと同一の資料をパワーポイントのほうに映写しながら、説明を進めさせていただきます。画面のほうを見ていただいても、お手元の資料を見ていただいても、どちらでも結構です。

まず本日ですけれども、1番から6番までの目次構成でご説明をさせていただきます。

まず1番目といたしまして、「新しい河川整備の計画制度」ということで、先ほど少しご説明がありましたけれども、平成9年に河川法が改正されてからの河川整備の制度についてご説明をさせていただきます。そして、2番目ですけれども、「加古川流域委員会について」ということで、有識者委員会の概要についてご説明を差し上げます。続きまして、3番、4番、5番、6番ということ、今後の加古川の河川整備の内容について、治水分野、利水分野、環境および河川の管理分野についてのご説明を差し上げます。

まず、「新しい河川整備の計画制度」についてです。先ほどより、申し上げておりますが、平成9年に河川法というものが改正されまして、こちらで今後20年から30年の具体的な河川整備の整備内容を示す整備計画というものを策定することが決められてございます。これに当たりましては、学識経験者や地域住民の方々からのご意見を反映するという制度のもとに計画を策定するということになっております。これに基づいて、我々姫路河川国道事務所においても、加古川水系の国管理区間における河川整備の計画の策定を行っているところです。

本日は、そこで公聴会ということですが、住民の皆様から意見をお伺いするために、この加古川のこれからの川づくりに関する説明会というものを開催し、地域住民の皆様から忌憚のないご意見を伺いたいと考えてございます。

続きまして、加古川流域委員会についてです。加古川流域委員会は、加古川水系の河川整備計画の策定に当たって、その原案並びに関係住民の意見の反映のあり方について意見述べることを目的として、平成20年7月に設立をされました。これまで回数10回を重ね審議を行っているところですが、その中では委員による現地視察に始まり、治水・利水・環境・維持管理、そして危機管理、地域の皆様の活動の状況等々について審議を行ってまいりました。

その流域委員会ですが、こちらにお示しさせていただいております16名のメンバーからなる委員によって構成されてございます。委員長として兵庫県立大学の中瀬先生を筆頭に、漁業組合の方であったり報道の関係者でございましたり、さまざまな分野の専門家の方々にご議論をいただいております。

お手元資料－２の最後のほうにつけてございますが、加古川流域委員会における審議の概要ということで、１回目から８回目までの審議の中で結論として「中間とりまとめ」をまとめてございます。

その中には、目標とする洪水、その整備方針、干潟や水際の植生など、貴重な河川環境の取り扱いの方法、甌穴（おうけつ）や鬮龍灘（とうりゅうなだ）といった加古川を特徴づける景観及び環境の保全の方針、そして河道樹木、堤防、堰堤などの整備の方針について中間的なとりまとめをまとめさせていただきました。これら中間とりまとめの方針にのっとり今後の整備について検討を行ってございます。

次に、治水分野における河川整備の目標に関してご説明を申し上げます。

加古川の中・上流部において、いわゆる無堤部と言われる堤防の整備されてない区間、下流部においては、橋梁や堰などが老朽化するとともに、洪水の流れを阻害している区間がございます。

また、ご案内のことと思いますが、平成16年の台風23号洪水によって加古川流域は大きな浸水被害を受けたというような経緯がございます。それらを踏まえて、戦後最大規模相当である平成16年の台風23号洪水を安全に流下させることを目標に、河川の計画をつくっていきたいと考えてございます。

パワーポイントでこちらに示しておりますが、その台風23号洪水の実績浸水区域の図面です。ご覧になってわかるとおり、西脇市、加東市、小野市、加古川市等、広い範囲にわたって浸水が発生しました。国管理区間においては500戸以上もの浸水が発生するという大変大きな洪水ということになってございます。

我々は、この洪水を安全に流下させるということを目指して整備を進めようと考えてございますが、パワーポイントでこちらにお示しておりますのは、現状の加古川がどのぐらいの流量を流すことができるかというものを示した流下能力のグラフになります。こちらの上段に示しておりますのが右岸側の流下能力を示しております。下方は左岸側の流下能力を示してございます。

こちら、水色で示したグラフというものは、現在の加古川がどのぐらいの水を流すことができるかを示したものになっておりまして、例えば0 kmから10km付近までにおいては、約4000から6000m³/sの流量を流すことができるという現状になってございます。

また、中流部15kmから25km付近においては、概ね4000から5000m³/s程度というような流量を安全に流すことができるというのが、現在の加古川の流下させることができる能

力となってございます。

そして、先ほどより、申し上げております平成16年の台風23号洪水を安全に流すためには、どれだけの流量を流す必要があるかというものを示したものが、この緑色の線になってございます。下流部においては約 $5700\text{m}^3/\text{s}$ 、中流部においては約 $4600\text{m}^3/\text{s}$ というような流量になっておりまして、先ほど示しました青いグラフとの乖離部分というものが、この茶色で示している部分でございますけれども、安全に流すためには現在不足している水の量ということになります。この部分について、堤防の整備であったり、川の掘削であったり、橋梁や堰の改修というものが必要になってくると考えてございます。

続きまして、河川整備の実施に関する事項です。

目標としている平成16年の台風23号洪水を安全に流すために、現況では安全に流す能力が不足している箇所についての整備を行い、橋梁や堰の改修、そして堤防の能力が足りてないところについては築堤というものを進めていきたいということ、そして加古川流域委員会の中とりまとめで取りまとめさせていただいた考え方にそった計画にしていこうと考えてございます。

また、平成16年の台風23号洪水と同規模の洪水が発生した際に浸水が想定され、生命財産に多くの被害が発生するという箇所を優先的に守っていききたい、また上流部の整備によって下流部に被害が拡大することがないような手順で整備を進めていきたいと考えてございます。

内水の対策についても兵庫県等、関係機関と連携し、被害の軽減に努めたいと考えてございます。

続きまして、パワーポイントで洪水対策の実施箇所を図示してございます。

加古川の流域を下流部・中流部・上流部の大きく3カ所に分けてご説明します。

こちら、下流部は、加古川市域・高砂市域を中心としておりますが、河道の掘削や築堤、堰の改修等を中心に整備を行っていききたいと考えてございます。中流部の小野市域でございますけれども、こちらは河道の掘削、堤防の整備、そして橋梁の改修を計画してございます。そして、上流部の小野市域、加東市域でございますが、こちらについては河道の掘削、堤防の整備、堰や橋梁の改修を考えてございます。

次に、具体の箇所についてのご説明を申し上げます。

河口部から2.8km付近までの高砂・尾上地区においては、河口部に貴重な干潟環境があるということで、こちらを保全しながら干潟以外の部分の河道掘削を進めていきたいと考

えてございます。こちら上面の写真に示しておりますものと整備イメージをしていただくために横断図を下図に示しております。

続きまして、河口部2.8kmから3.8km付近の古新地区についての説明いたします。こちらについては、魚類や鳥類など貴重な生息環境である水際植生がありますことから、それらを極力保全し、河道掘削においては緩やかな勾配になるような形で整備を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、3.8kmから8.2km区間の平荘地区についてのご説明いたします。こちらにおいては、古新堰堤、加古川堰堤という老朽化している堰がございますので、それらについては可動化や統合を含めた検討を行いながら整備を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、16.2kmから18.6km区間の来住・大島地区についてのご説明いたします。来住・大島地区においては、堤防が依然整備をされていない無堤部区間というものが残されておりますので、そちらにおける堤防の整備等を行っていききたいと考えてございます。

続きまして、26.6kmから29km、社・河合地区の整備についてご説明いたします。こちらは加古川の特異な環境で加古川を特徴づける甌穴という環境が残っておりまして、こちらを保全しながら甌穴以外の部分の河道掘削を行いたいと考えております。

また、河合頭首工という老朽化している堰がございますので、そちらについては可動化や統合を含めた検討を行っていききたいと考えてございます。

続きまして、32.5kmから35km付近、滝野・多井田地区の整備についてご説明いたします。滝野・多井田地区においても堤防がまだ整備をされていない無堤部区間がございますので、そちらにおける堤防の整備、そして川沿いに家屋が連担している区間がございますので、そちらにおいてはまちづくりと一体となった河川の整備というものを考えてございます。

最後に、35kmから36.4kmの多井田地区の説明をいたします。多井田地区には、ご存じのとおり鬮龍灘がございます。こちら鬮龍灘については、これを保全し、鬮龍灘の流れや景観に配慮しながら、露岩している部分以外のところの河道の掘削を行っていききたいと考えてございます。また、鬮龍灘の上流部においては堤防の整備がなされていない地区がございますから、そちらについても堤防の整備を進めていきたいと考えてございます。

それでは少し戻りますけれども、先ほどお示しをした加古川流域委員会の「中間とりまとめ」というものをお手元にご覧ください。

加古川流域委員会で中間的に取りまとめられたものですけれども、（１）番から

(8) 番までの項目に分けて項目を取りまとめてございます。

まず、「(1) 整備計画の対象洪水について」ですが、先ほどより申し上げておりますとおり、平成16年10月の台風23号洪水を対象として治水の整備をやっていきたいと考えてございます。

続きまして「(2) 干潟について」です。加古川には河口部に貴重な環境である河口干潟というものがございます。そちらは、ヨシ群が繁茂しているところですが、こちらの環境について極力保全をいたしまして、干潟以外の部分の河道掘削を主に行っていききたいと考えてございます。

また、河道掘削を行う際には、モニタリングを行いながら順応的な管理ということで、その影響を見ながら順次、河道掘削を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、「(3) 水際植生について」です。水際植生についても動植物の貴重な生息環境ということで、これを極力保全し、緩やかな勾配による平水位以下の掘削ということを中心にしていきたいと考えてございます。こちらも干潟同様、河道掘削を行う際には、きちんとモニタリングを行いながら、その影響を把握しつつ整備を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、「(4) 甌穴について」です。甌穴については、これを保全し、甌穴以外の河道掘削を行うことを考えてございます。

また、「(5) 鬮龍灘について」ですが、先ほどの復唱になりますけれども、鬮龍灘についてもこれらを保全し、鬮龍灘の流れや景観に配慮しながら整備を進めるということを考えてございます。

続きまして、「(6) 河道内樹木について」です。河道内の樹木というのは治水上、支障になることがございますので、この支障になる樹木は伐採を行っていききたいと考えております。その伐採方法としては、後ほど説明がありますけれども、輪伐という方法を用いながら適切な管理を行っていききたいと考えてございます。その樹木の管理においても、先ほどより、申し上げているとおり、モニタリングを行いながら、その影響等を加味して整備を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、堤防の整備です。「(7) 堤防について」は、未だ無堤地区が残っているということを申し上げておりますので、その地区についての堤防の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

また、川沿いに家屋が連担している地域については、まちづくりと一体となって地域

の皆様と一緒に整備を行っていきたいと考えてございます。

最後に、「(8) 堰堤について」です。老朽化をしている堰というのが加古川にございまして、古新堰堤、加古川堰堤、河合頭首工等がございますけれども、こちらについては河道化を含めて、その統合についても検討してまいりたいと考えてございます。

以上、治水に関するご説明を終わらせていただきます。

○河川管理者（松井調査第二課長）

調査第二課長の松井でございます。よろしく申し上げます。

私のほうから4番の河川整備の内容について（利水）および5番の（環境）について説明させていただきます。

まず、利水における正常流量および渇水時の対応における河川整備の目標について説明します。

人々が社会生活の中で多くの水を利用していることや、河川環境の保全のために安定した水量の確保が必要です。加古川では東播磨地域の発展に伴い、水需用に対応するため加古川大堰が竣工し、糍屋（こうじや）ダム、川代ダム、大川瀬ダム、呑吐（どんと）ダム等の取水施設を含めて、農業用水、工場用水、水道用水等、合計で約 $52\text{m}^3/\text{s}$ の水量を広域に安定供給しております。

また、河川環境の保全のために、安定した水量の確保が必要となります。よって、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めることを目標といたします。

次に、渇水時の対応でございます。近年では平成6年、12年、17年、21年に渇水が発生しています。特に、平成6年の渇水時には1カ月半程度にわたり、農水、上水、工水において最大40%の取水制限が行われました。そのため、渇水時においても水利用や河川環境にできるだけ影響を及ぼさないような調整に努めることを目標といたします。

続きまして、正常流量について説明いたします。正常流量とは流水の正常な機能を維持するために必要な流量であり、維持流量と水利流量の双方を満足する流量で、国包地点において、しろかき期は概ね $9\text{m}^3/\text{s}$ 、その他の期間において、概ね $7\text{m}^3/\text{s}$ と設定されています。維持流量とは①動植物の生息または生育地の状況、②景観、③流水清潔の保持、④漁業の項目を総合的に検討し、維持すべきであるとして定められた流量です。

また、水利流量とは農業用水、工業用水、水道用水の水利権として許可された流量をいいます。

次に、取水の現状でございます。右上の円グラフをご覧ください。

先ほど約52m³/sの用水を供給していると言いましたが、その内訳を示しております。農業用水が約30m³/sで全体の6割を占めております。工業用水は約17m³/s、水道用水は約4m³/s等となっており、全体で約52m³/sでございます。

また、パワーポイントで写真に示しています取水施設により広域に供給が行われております。

次に、正常流量及び渇水時の対応における河川整備の実施事項について説明します。現在も広域的・合理的な水利用を継続し、また流水の正常な機能を維持するために、今後関係者との調整・連携を行い、正常流量の確保に努めます。

河川水の流況の変化に対応し、適切な水利用を図るために、水利権の更新や変更に際しては水利用の実態および水需要を踏まえ、適正な水利権許可を実施します。

また、水資源の重要性についての啓発・広報を実施します。

渇水時の対応としましては、「加古川下流部渇水調整協議会」を開催し、関係機関との情報交換や渇水調整を実施いたします。

次に、5番の河川整備の内容について（環境）に入ります。生物の生息・生育・繁殖の場および外来種における河川整備の目標について説明いたします。

加古川における生物の生存基盤である生息・生育・繁殖の場として、瀬・淵、わんど・たまり、礫河原、水際植生、河口干潟が上げられます。これまでも現状を把握するために、河川水辺の国勢調査等を実施してきました。過去と比較すると、減少傾向にある瀬・淵、わんど・たまり、礫河原については、多様な生息・生育・繁殖の場であることから再生に努めます。

また、過去と比較すると局所的な変化はあるものの大きな変化は見られない水際植生、河口干潟については保全に努めます。

次に、外来種についてです。外来種とは、「他から入ってきた種が地域固有の生態系をおびやかす存在」であるため、生物の多様性を保全する観点からその対策を考えていきます。これまでも現状を把握するために、河川水辺の国勢調査等を実施しており、特定外来生物に指定されている種のうち10種が確認がされています。そのため、他から入ってきた種が地域固有の生態系を脅かすため、生物の多様性を保全する観点から対策に努めます。

次に、生物の生息・生育・繁殖の場について説明します。瀬・淵は多くの魚類や鳥類の良好な生息・生育・繁殖の場であることから必要です。また、オオヨシノボリ等の魚類

の生息場や繁殖場、カワセミ等の鳥類の餌場として利用されています。加古川の下流部は勾配が緩く、川の流れが緩慢であることから流速の変化に富む瀬・淵の環境が貴重な役割を担っております。特に、瀬・淵は過去と比較して減少傾向にあるため、再生する必要があります。

また、わんど・たまりは多くの魚類や貝類、鳥類、植物の良好な生息・生育・繁殖の場のあることから必要です。メダカやイチモンジタナゴ等の魚類、トンガリササノハガイ等の底生動物の生息の場となっているとともに、出水時の魚類等の避難場所ともなっています。

また、ヨシ等の植物の生育の場となっています。特に、わんど・たまりは過去と比較して減少傾向にあるため、再生する必要があります。

次に、礫河原は多くの鳥類や植物の良好な生息・生育・繁殖の場であることから必要です。礫河原はコチドリ等の鳥類や湿地に生育するフジバカマ等の植物の生息・生育の場となっています。礫河原についても過去と比較すると減少傾向にあるため、再生する必要があります。

また、水際植生は多くの鳥類やほ乳類、昆虫類、魚類、底生動物の良好な生息・生育・繁殖の場であり、水際植生がまとまって形成する場は特に必要です。水際植生はオオヨシキリ等の鳥類やジュウサンホシテントウ等の昆虫類の生息の場となっています。

また、これらの水際植生の根際はドジョウ等の魚類、ミゾレヌマエビといった底生動物の生息の場となっています。

水際植生は過去と比較しても分布状況に大きな変化は見られません。今後も水際植生がまとまって形成する場を保全していく必要があります。

次に、干潟に入ります。河口干潟は海水と淡水が交わる干潮域で干潮時には陸地になり、ヨシ群落が繁茂しているところであり、アイアシやシオクグなどの植物群落の生育の場となっています。

また、砂泥に生息するトビハゼ、エドハゼ等の魚類や干潟の生物を餌とするシロチドリ等の鳥類が生息の場としております。さらに、干潮域のヨシの植物の発達した湿地に生息するアシハラガニや河口の砂泥地に生息するハクセンシオマネキ等の底生動物の生息の場となっています。河口干潟は過去から比較すると、局所的な変化はあるものの大きな変化は見られません。

これは、加古川で確認された特定外来生物です。パワーポイントの写真に出ています

ブルーギル、オオクチバス、ヌートリア、アレチウリ等の10種です。

次に、生物の生息・生育・繁殖の場および外来種の河川整備の実施事項について説明します。

生物の生息・生育・繁殖の場については大きな変化が見られない水際植生、河口干潟は極力保全します。過去と比較して減少傾向にある瀬・淵、わんど・たまり、礫河原は再生を実施します。整備に際し、環境への影響をモニタリングしながら実施いたします。外来種については、特定外来生物の分布状況等の把握に努めるとともに、地域固有の生態系の影響を小さくするために対策の検討を実施します。また、外来生物法等に関する啓発・広報を実施いたします。

次に、魚類・甲殻類の移動および文化歴史における河川整備の目標について説明いたします。

人と生物との関係の変化により、現在および将来すべての生命の存在にとって欠かすことのできない自然環境が危機に直面していることから、生物の多様性を保全する必要があります。加古川では、121種の魚類と20種の甲殻類が確認されています。これら魚類・甲殻類が加古川全川を自由に遡上・降下できるようにすることが必要であります。

国管理区間において、堰等が魚類・甲殻類の縦断的な移動を阻害する場合がありますため、本来の生息の範囲に確認できないなどの問題があります。そのため、堰が支障とならず、加古川に生息するすべての魚類・甲殻類が加古川全川を自由に遡上・降下できるように、縦断的移動の連続性の確保に努めます。

次に、文化歴史についてです。加古川の舟運は人や物資の連続性を確保する重要な役割を果たしてきたため、加古川沿川に家屋が連担しました。また、ため池は、昔から農業用水源の役割、洪水緩和の役割、水温上昇の役割等、さまざまな役割を果たしています。よって、加古川の舟運の歴史を踏まえ、まちづくりと一体となった整備に努めます。ため池の役割や必要性に対する認識の共有に努めます。

パワーポイントのこの図は加古川直轄区間36kmあまりあるわけですがけれども、その中にある堰を示しております。古新堰堤、加古川堰堤、加古川大堰、河合頭首工、この4カ所が存在します。

続きまして、加古川については過去からの舟運が盛んであり、それにより川沿いの町が発展してきた経緯がございます。人の往来といった連続性について説明いたします。

歴史、経緯としまして、豊臣秀吉の全国制覇と大坂築城（1583年）により、政治経済

の中心が京都から大坂に移動したことから、加古川を利用して播磨の貢米を大坂へ運ぶようになりました。航路の活用を背景に、池田氏による関税の徴収が始まり、船座や河岸の反映の契機となった経過がございます。

次に、加古川の掘削でございますが、大きく2期に分けられます。第1期は1594年です。第2期は1604年から1606年でございます。

これは滝野の船座と鬮龍灘の下流右岸、それと新町の船着場跡の写真でございます。代表的なところで現在も残っております。

次に、ため池でございます。パワーポイントの写真に出ていますご当地小野市の大池でございます。もともと農業用水源の役割を果たしていますが、それ以外にも洪水緩和の役割、生態系保全の役割等々、9項目をここに挙げていますけれども、いろんな役割を持っております。現在、ため池は減少傾向にあります。こういった役割からもその保全及び有効に活用することが大切と考えます。

次に、魚類・甲殻類の移動および文化・歴史における河川整備の実施事項について説明します。

魚類の遡上状況などの調査により詳細な実態を把握し、魚が上りやすい魚道について検討します。河川管理施設については必要に応じて魚道の改良等を実施します。

また、許可工作物の堰については、魚道の改良について施設の管理者と連携して調整、支援を実施いたします。

文化・歴史については、河川整備を実施するに当たっては、加古川の舟運により発展してきた町並みに配慮した整備を実施いたします。

また、関係機関や地域住民と連携し、ため池の保全に協力していきます。

次に、河川空間の利用および河川に関する学習における河川整備の目標について説明いたします。

河川空間の利用については、健康で文化的な生活を営む権利を守るためには、河川に人が親しむことができる場を提供することが必要です。そのため、水辺に人が集まる施設、川でしかできない水辺に親しむための施設の整備を実施しています。さらに、それらの施設の充実に努めてまいります。

また、河川に関する学習については、人と環境との関わりを深めていくため、環境出前講座等、河川に関する学習を実施しているところです。よって、人と環境との関わりについて正しい認識ができるように、学ぶ機会の増加に努めます。

河川空間の利用および河川の学習における河川整備の実施事項について説明いたします。

今、目標でも挙げましたが、河川空間の利用については、水辺に人が集まる施設の機能の維持、川でしかできない水辺に親しむための施設の充実を図ります。また、学習についても、環境出前講座を継続して実施するとともに、河川調査、水生生物調査、モニタリング等を通じた環境学習を実施いたします。

次に、河川の水質および水質事故対応における河川整備の目標について説明いたします。

工場排水や生活排水による河川水の汚濁から人の健康、生活環境を保全する必要があります。これまでも人の健康、生活環境を保全するために、国包および板波に水質自動観測所を設置し、水温、PH、BOD等の測定を実施しています。近年、いずれの基準点においても環境基準（BOD75%値）を満足している状況です。よって、良好な水質の保全に努めるとともに、自動監視を含む水質調査の充実に努めます。

次に、水質事故対応については、油等の有害物質が流出する水質事故が発生しています。今年度も4月から9月までに4件発生しています。よって、加古川水質汚濁防止協議会を通じて、今後も関係機関との連携を図るとともに、迅速な水質事故対応の継続に努めます。

次に、加古川の良好な水質について説明いたします。先ほど環境基準をクリアしているというお話をしましたが、河口から篠山川の合流点までを環境基準B類型、篠山川合流点から上流はA類型に指定されております。下水道の進捗等により、近年いずれの地点においても環境基準を満足している状況でございます。平成14年から18年のBOD（75%値）のグラフがありますが、環境基準B類型が3mg/l以下、環境基準A類型が2mg/l以下の基準でございますけれども、約1.5mg/l ぐらいの経過をたどっており、満足している状況でございます。

河川水質および水質事故対応における河川整備の実施事項について説明いたします。

河川の水質においては、利用者サービス向上に向けて水質モニタリングを継続して実施いたします。水質事故対応については、加古川水質汚濁防止協議会による水質事故に対する迅速な対応、関係機関との連携強化、被害の拡大防止、水質事故防止に向けた啓発活動を実施いたします。

以上で、環境の関連の説明を終わります。ありがとうございました。

○河川管理者（松寺河川第一課長）

最後の項目になりますけれども、河川管理について、ご説明させていただきます。資料はお手元の資料、パワーポイントは40ページからになっております。

まず、河川管理施設とは、堤防や護岸、樋門、堰などを言い、川の流れを調整したり洪水の被害防止機能を持つ施設のことです。

まず、堤防については、その堤防が決壊して甚大な被害が出ないように、亀裂や陥没等といった堤防の変状がないかについて週3回点検を実施し、出水期前には全川徒歩により詳細な点検を実施しております。もし点検によって異常があれば、その補修等を行っております。

また、堤防に草が繁茂した場合、堤防の変状を見ることができないため、梅雨の時期、台風時期の前を目途に、年2回の堤防除草を実施しております。発生した刈り草は施設処理により処分することを基本としております。

しかし、運搬費や処理費にかかるコストが課題となっております。

また、樋門、水門といった施設は、洪水時には本川の水が川の外に逆流しないようにする機能を持った施設ですが、加古川にある30カ所の樋門等について損傷、動作確認等の点検を出水期前には月2回、非出水期には月1回、年間通して18回を実施し、また機械内部の劣化や磨耗等、詳細点検を年に1回実施しております。

次に、加古川大堰でございます。河口から約12kmのところに加古川大堰があります。加古川大堰は工業用水、農業用水などの利水のための流量確保や可動堰化により流下能力を確保する目的で、平成元年に完成した施設であります。

平常時には取水や流量確保のためゲートをおろした状態で水位を確保したり、洪水時はゲート操作を実施して洪水を安全に流下させるなど、24時間体制で監視を実施しております。常に万全の機能を発揮できるよう、ゲートなどの機械設備は毎日、土木施設については2カ月に1回の割合の点検、整備を実施しております。点検により異常があれば、もちろん補修等を行っております。

今ご説明しましたとおり、河川管理施設であります堤防、樋門、水門などについては、日常的な点検や定期的な点検による補修など、必要な維持管理を今後とも実施します。

また、加古川大堰については、24時間体制で監視を実施するとともに、機械設備、電気通信施設、土木施設の点検を実施し、必要な保守を実施します。

また、堤防の変状確認のため、堤防除草を実施していきます。除草により発生した刈り

草の有効利用について検討し、イメージ図を掲げておりますけれども、必要に応じて地域住民の方々と協働した有効利用の取り組みを実施していきます。

次に、河川区域の管理について、まず目標を説明させていただきます。

河道内の樹木は、洪水時に水の流れを阻害したり、流木化して橋に引っかかったり、橋を壊す要因などになりますので、水の流下の支障となる樹木は伐採を実施していきます。

しかし、河道内の樹木は、生物の生息、繁殖の場所であるなど重要な役割を果たしているため、その方法等については十分配慮する必要があります。

また、伐採した樹木の処理にかかるコストも課題となっております。

次に、堆積土砂の管理も重要であり、堆積した土砂による水位の上昇や深掘れすれば、橋の橋脚、足回りの基礎部が露出したりします。加古川の土砂生産量は全国的に見ても大きなものではなく、また経年変化でも河床変動は小さいものとなっておりますけれども、局所的に土砂が堆積する場所もあり、洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂は河川測量などを実施して、環境に配慮して除去を実施していきます。

今後も洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採するとともに、成長した樹木については環境の保全に配慮しつつ、輪伐による管理に努めます。

また、伐採した樹木についてコスト削減のため、地域住民の方々と協働した有効利用に努めていくことが必要であると考えております。

ちょっと資料を先に飛ばしていただきまして44ページ、先ほど河道内樹木について輪伐を考えていくということを説明しましたけれども、先に輪伐とはどういうものか説明させていただきます。

輪伐とは、あるエリアを伐採したら、次の年度は別の他のエリアを伐採するといった方法です。この樹木管理の考え方や輪伐の方向については、流域委員会でのアドバイスを踏まえて検討しております。

イメージ図を掲げております。一度にすべてを伐採するのではなく、例えば①、②、③といったエリアごとに順番に伐採をし、時期が経過すれば、ヤナギなどが再び成長するため、加古川の河道内樹木状況は一度に消失することなく、いずれかの場所で樹木群を保持できるなど、モニタリングを行い順応的な管理を行っていきます。

資料は、また42ページに戻っていただきまして、堆積土砂についてです。今後とも河道の状況を把握して、洪水を安全に流下させるために支障となるものについては、その除去に努めていくことを考えております。

次に、河川区域の管理として不法行為等の是正についてです。不法占用、不法投棄や他人への迷惑行為などについては河川巡視などを行い、その発生の防止、監視などを行ったりして、関係機関と連携した啓発活動を実施するなど、継続的な是正を実施していきます。

今後も不法占用、不法投棄、迷惑行為等を是正するため、河川巡視等を実施するとともに、関係機関と連携した啓発活動に努めていく必要があります。

次に、河川区域の管理についての実施に関する事項です。今、ご説明しましたように、洪水の流下に支障となる樹木は伐採していきます。そして、環境に配慮した輪伐により、適切な樹木管理を実施していきます。

そして、それら樹木については、地域住民の方々と協働して有効利用を検討し、必要に応じて地域住民の方々と協働した取り組みを実施していきます。

そして、堆積土砂についても、環境に配慮してその除去を実施していきます。

最後に不法行為等の是正については河川巡視などを行い、関係機関と連携した啓発活動を実施していきます。

次に、資料は45ページになります。関係各団体と連携した危機管理及び安全な河川管理施設の運用について、その目標を説明いたします。

災害発生時の迅速な対応、災害時の連絡体制を確保するため、日ごろから気象庁、県、各市町、警察、電力会社、鉄道会社など民間企業の関係団体と連携を実施し、水防協議会、洪水予報連絡会といった協議会を設立し、情報伝達、洪水防御、被害の軽減を目的に活動を実施しています。

今後も各機関との連携を継続して実施していく必要があるとともに、地域で活動している方々との連携を図る必要があります。

次に、河川管理施設の運用としまして、樋門、水門、加古川大堰の操作等についてです。

まず、樋門等の開閉操作については、近隣在住の操作員により実施しておりますけれども、出水時に迅速かつ確実に操作員が施設を操作できるよう講習会を毎年、出水期前に実施しています。

加古川大堰については、洪水時に安全に洪水を流下させるため、ゲート操作により放流を行いますが、加古川大堰の放流に伴う水位上昇により、人が河川内に取り残されることがないように避難させる必要があります。その場合、1時間前から警報車やスピーカーなどにより警報を実施しております。今後も加古川大堰放流警報を継続して実施していく必要があります。

今後の実施に関する事項です。今ご説明したとおり、今後とも各関係機関との連携について強化を図っていきます。そして、施設の運用につきましては、樋門等につきましては、樋門操作員の講習会を毎年実施し、加古川大堰については主ゲートの操作を実施する場合、1時間前から警報車やスピーカー等により警報を実施いたします。さらに、補助的な遠隔監視の管理体制の強化について検討し、必要に応じて遠隔監視等を実施します。

次に資料は47ページでございます。平常時、災害時の情報提供および防災施設の整備について、その目標を説明いたします。

平常時、災害時の情報提供についてです。洪水時の浸水情報や避難場所などを事前に公表することで、実際に洪水が発生したときの適切な避難を促し、被害を最小限にとどめ、日頃から洪水への意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的として実施しております。

今後、東南海、南海地震で発生が想定される津波や地球温暖化に伴う気象変化などにより、洪水や濁水の状況が変化する中で、被害の最小化を目的としたさらなる情報提供が必要であります。そのため、今後もこれら情報提供を継続し、災害時の洪水情報や避難場所などを事前に公表することで、日頃から災害への意識を高めることにより、地域の防災力の向上を図るとともに、実際に災害が発生したときの被害を最小限にとどめることに努めます。

次に、災害時に迅速な対応をするための防災施設について説明します。ヘリポートを備えた加古川河川防災ステーション、水防資材の備蓄をしている水防倉庫など、また備蓄土砂の機能を持つ桜づつみや災害時に使用する緊急河川敷道路を整備しております。これら防災施設としての機能が維持されるよう、その管理に努め、その拡充に努めていきます。

先ほど述べました情報提供について、インターネットサービスの説明を簡単にさせていただきます。

姫路河川国道事務所のホームページにおきましては、雨量や水位情報、河川のライブ映像などを掲げておりますので、またアクセスしてご覧いただきたいと思っております。

また、緊急時に必要となります水位の情報配信サービスというものを実施しております。各水位観測所の水位が所定の値に達しますと、自動メールで情報を提供するというサービスも実施しております。これらは姫路河川国道事務所のホームページにより登録することができることになっております。

次に、浸水想定区域図などによる情報提供について説明します。

洪水時の破堤等による浸水情報を住民にわかりやすく提供することを目的とし、浸水想定区域の指定、公表を行っております。また、これら浸水想定区域図を基にして、沿川の各市町が避難場所や避難方法、緊急連絡先など示したハザードマップを作成しております。

また、緊急時に、または平時に加古川の監視カメラの映像を配信するために、光ファイバー網を活用して映像を提供しております。現在、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町の2市2町がサービスエリアとなっております。

また、ケーブルテレビでも洪水情報を確認できるよう、テレビ局、BAN-BANテレビを通じて配信をしております。

以上、見てきました平常時、災害時の情報提供、防災施設の整備について、その整備の実施事項について説明します。

これら平常時、災害時の情報提供については継続して実施するとともに、関係機関への情報提供の拡充を実施していきます。

また、防災施設の整備につきましては、それら機能が維持されるよう管理を実施するとともに、その拡充を検討していきます。

最後の項目になります。流域全体における、また地域と連携した河川整備の目標について説明します。

洪水時には上流から多量の塵芥や草木が漂着するため、その処理を実施しておりますけれども、洪水時に流下する塵芥の中には国が管理している区間より上流や支川など、他の管理者が管理する河川から流れてくるものもあるため、今後もそういった管理者などと流域が一体となって対応していく必要があります。

次に、そもそも河川は河川管理者だけのものではなく、地域の実情に合わせ、多様化、高度化した地域住民の方々のニーズに答えた河川整備を実現していくためには、地域の方々と連携し、加古川の流域における良好な環境や地域の価値を守ることが必要でございます。そのため、地域の方々と一体となった水辺に親しむための河川調査や水生生物調査を実施していきます。

今後も地域の方々と一体となった活動を増やしていくとともに、地域の自発的活動を実施していくことが必要で、そのため、地域住民の方々、地域で活動されている方々、河川管理者とが一体となった取り組みが必要でございます。

その実施に事項について最後に説明させていただきます。

先ほども述べましたように、塵芥処理は下流ですればいいというのではなく、流域が一体となる必要があります、流域一体となった対応を実施します。

地域の方々との連携につきましては、イメージ図を掲げておりますけれども、「つくる」・「まもる」、これらは主に河川管理者が行いますが、「つかう」といった側面からの関わりにおいて、今後の地域の方々との関わりが表現できるのではとしまして、そのイメージ図を右のほうに掲げております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4. 意見交換

○司会

ありがとうございました。

今、いろんなテーマにつきまして、ご説明いただきました。これからの時間につきましては、まず今説明していただきました内容につきまして、ご質問あるいは皆さんが日頃からお持ちの加古川のこれからの川づくりに関するご意見を頂戴したいと思います。

それでは、ご意見のある方あるいはご質問がある方がおられましたら、挙手をさせていただきたいと思います。どうぞ。

○参加者（加東市・磯貝）

加東市の磯貝と申します。治水の件についてお尋ねします。

冒頭の説明であったのですが、ご存じのとおり平成16年台風被害という形で、加東市においても大変な被害がございました。この中で特に加東市に関するところで17ページ、18ページの社・河合地区、滝野・多井地区、多井地区、この3点について出ているのですが、これは治水の件については、今後変更することがありますという注釈がついておるのですが、これまで加東市においてはそういう災害で地域住民も痛い目に遭いましたので、非常にこの件に関しましては関心がございます。そういう中で、これまで市のほうも姫路河川国道事務所のほうへ、要望書とかいろんな形での要請をされてきたというようなことを聞いております。

それでお尋ねしたいのは、民主党の政権になりまして、今日のご説明は国土交通省の役人さん、職員さんだとは思いますが、政治主導という形の中でマスメディアを今にぎわせております。今後こういう要望については、姫路河川国道事務所を通じて同じように継続しながらやっていくのか、それとも例えばこの地区でしたら高橋昭一さん、民主党の議員さんが出られましたので、そういうほうへ言ったほうが早いのか、今後そういう形の地

域の要望についてどう取り組まれていくのか、その件を1点お尋ねしたいと。

それから、2点目については、今後検討していくかとか、取り組んでまいりたいと思いますとか、一体となった整備を行う、地区の堤防整備を行う、またやっていきたいと、そういうようなご説明がございました。これは日にち的にはどれほどのところまである程度確定していつているのか。県が決められた上での枠組みの中に既に入っているのか、流域検討委員会のそういう諮問の経過もありますし、当然財政上の問題もあるとは思いますが、ある程度そういう目安がいついつまでの期限にやり遂げたいとかそういう点が、こちらの説明では、行う、検討していききたいとかでどうも期限がわかりませんので、ある程度の目安を既に持たれているのであれば、お答えいただきたいと。

この2点をお尋ねいたします。以上です。

○司会

ありがとうございました。今、2点、ご質問がありました。回答をお願いします。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

ありがとうございます。それでは、2点目のほうについて、年限という話をいただきましたけれども、そちらについてご回答を差し上げます。

冒頭にもご説明をいたしました。当該河川整備計画というのは、これから約30年間で整備をやっていきたいと考えている事項でございまして、どの地区を何年にといつところまでは実は今のところ決まっております。当然、周辺の状況もございまして、財源の問題もありますので、順次整備を進めていくことになってございます。概ね30年間でやりとげてしまいたいと考えている内容とご理解いただければと考えてございます。

○河川管理者（中込事務所長）

私のほうから1点目の要望の関係です。

なかなか言葉にしづらいところがあるのですけれども、いろんところでいろんな方々の話を集めたいとか、知りたいというのが思いではあります。そういう意味では、例えば地元選出の国会議員の先生であるとか、あるいは市議会議員さんであるとか、県議会議員さんであるとか、あるいは地元の役場でもそうですし、それから我々も地域の方々の意見を間接的に聞くのではなくて直接聞きたいという思いもあります。当然にして、特に市、県との連携というのをしっかりやっていきたいと思っておりますので、姫路河川国道事務所に言わないと動かない、あるいは姫路河川国道事務所に言っても動かないということにはならない、県に言っても動かない、あるいは県に言わないと動かないというような形に

もならないように、お互いに連携をとりながらやっていくというのが1点と、それからあとは直接的にお話を聞かせていただくという機会を我々も持ちたいかなと思っております。

ということで、要望については、ここに言えばいいのかというところについては、本当に大事なことについては、お願いはいろんなところに言ってもらえるとより伝わってくるかなと思ってます。我々は、どこかに言った言葉はアンテナを高くして必ず理解して、どういうことができるのかということに努めていきたいかなと思っている次第でございます。

以上です。

○司会

よろしいでしょうか。後ろの方、どうぞ。

○参加者（加東市・高瀬）

加東市から来ました高瀬です。

今おっしゃった分で、年限は30年とおっしゃってましたけれども、以前10年ほど自民党の先生のときをお願いをしておるのですけれども、要望はまだいかないで、あと30年と言いましたら、私らの生きとる間にはちょっとできないという点もあるんです。一級河川で、加古川よりもその支川ですね。支川も見直ししていただいて、前からずっと要望を出してきた県並びに県民局、それから市、あらゆるところへお願いはしています。やっぱり一級河川も支川で一級河川もありますので、そこらも30年の中へ入れていただいて、今、私らの年代ではちょっとならんかもしれませんが、一日でも早くそういう姿勢を持っていただけますかということで質問したいです。

○司会

ありがとうございました。回答をお願いします。

○河川管理者（中込事務所長）

年限の話を変えてお話しさせていただきたいと思います。

先に要望されているというところ、多分いろいろなところを要望されていると思うんですけども、具体的にここを言っているのだけれども、全然動いてないというところ、地区名とか教えてもらえると。

○参加者（加東市・高瀬）

川の両側のコンクリート張りは修理をしてもらえるんですけど、川の底ですね。底の土砂がたまるところで、入るとるんですけど土砂が動くんですよ。そこを整地を。草刈り

だけでは土の流れるのがとまらないんです。

○河川管理者（中込事務所長）

場所は大体どの辺ですか。あらゆるところということですかね。

○参加者（加東市・高瀬）

一級河川の支川が約1 kmあるかないかですね。そのうちの500mほどです。

○河川管理者（中込事務所長）

加東市だったら東条川の合流点ですか。

○参加者（加東市・高瀬）

吉馬川です。

○河川管理者（中込事務所長）

わかりました。

○参加者（加東市・高瀬）

その川の500から1 kmまでなんですけど。

○河川管理者（中込事務所長）

今のようなところというのは、たぶん他にもいろいろと要望箇所があると思いますが、そこは10年ぐらい前に要望されたということですよ。

○参加者（加東市・高瀬）

そうですね。10年以上前やと思います。

○河川管理者（中込事務所長）

もう一回確認というか、そういうとこをきちんと把握しなくてはいけないというのが先ほどの話なのではないかと思っておりますので、改めてそういうことをしっかりやっていきたいと思っています。

年限の話につきましては、30年というともものすごく長くて、全然先の話になるよねという話がこの話をしていると必ず出てくるところなのですけれども、今回の計画は概ね30年ということをおっしゃるのですけれども、何かというと、やっぱり来年、再来年やると、それからもう少し大きいタームでどちらの方向に向いてやることは、いろいろあると思うのです。計画の考え方として、やっぱり今後の方向性として、大体30年よりちょっと長いタームで見たときに、どちらの方向性で持っていくのかというのを、まずは今回の整備計画という形である程度方向性を見定めておきたいと。その上で、5カ年の計画であるとか、あるいは3カ年の計画であるとか、あるいは来年どうするのかというところを、今

回の整備計画のベクトルを踏まえた形で、来年はどうする、それから5年でもってどうするというのはまた別途考えていかななくてはいけないかなと思っています。

こんな悠長な話をしてというふうに思われるかもしれないのですけれども、大きな方向性というのは今回で中で少し議論しておいて、それから5カ年で、本当に短い期間でどこをするというのは、またこれを踏まえた形をつくっていかなくてはいけないのかなとは思っています。

以上です。

○参加者（加東市・高瀬）

すみません。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○司会

それでは、続いてよろしいですか。

その他、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

○参加者（小野市・長尾）

小野市の長尾と申します。

パワーポイント11ページの上流地区のところで、東条川との合流地点、東条川の右岸、加古川の左岸になりますね。ここに築堤ということで線が入れてあるんです。それとパワーポイント16ページの社・河合地区の26.6kmから29kmの場所がずれるのですけれども、このあたりはどういう計画で整備されるのかお聞きしたいと。

それと、私らの会社が合流地点のところにありまして、26.6kmといたらちょっと外れているのかなという気がするので、そのあたり、微妙な場所なのですから、教えていただきたいと思います。

それと、もう1点なんです。水位の配信サービスをやっておられますけれども、今回台風18号とか先日の佐用町の水害とかのときに、全然つながらないような状況になっておりました。それから、佐用町のちょっと前で、加古川で水位が上がった日があったのですが、板波の水位が配信されなかった。配信されたのですが、かなりおくれた時間に配信されています。そのあたり、ちょっとサービス体制が貧弱かなと思いますので、そこらあたりは改善をお願いしたいと思います。

以上です。

○司会

ありがとうございました。ご質問とご意見があったと思いますが、回答をお願いいたし

ます。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

まず1点、ご確認をさせていただきたいのです。東条川の合流付近の築堤ですが、東条川と合流する部分および加古川の本川部分において、築堤を実施したいと考えてございませぬけれども、今ご質問があったのは26.6km付近、こちらが東条川の築堤ですけれども、ここに築堤を今のところ考えておるところなのですが、そのことですか。

○参加者（小野市・長尾）

11ページの地図で見ましたら、26kmあたりが私どもの会社がたぶんあるのかなと思うのですけれども、社・河合地区の説明では26.6kmとなっているので、まず26.6kmから29kmまでの整備はやりますと。その後、20年、30年の計画の中で東条川との合流地点の築堤をやりますと、そういうような2段階といいますか、段階を踏んだ計画ということになるのでしょうかということですよ。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

こちら16ページに示しておりますのは、26.6kmの区間が見えてないのですけれども、こちらについては下流部の26.6kmのところも堤防の整備をやっていく方向で考えているのと、横断図で示しておりますのは、掘削をメインにする断面を載せておりますので見えにくいのかなという気がいたします。

○河川管理者（中込事務所長）

補足します。東条川の合流点については、確か平成16年の台風23号のときにもあまり上がりませんでしたか。浸ってましたでしょうか。かつ無堤部ということなので、11ページに書いてあるとおり、築堤を行っていく方向で考えています。

それで、ご質問がありました16ページの写真が11ページとリンクしてないという話だと思います。全箇所をこのような感じの写真で載せてもよかったのですが、大変多くなってしまうので今回はピックアップで載せております。そういうことなので、ご質問の26kmの合流部のジャストポイントは、資料として入っていませんが、整備を行っていくことになります。

どうして、この16ページの写真を選んだかということ、ここは甌穴がございまして、甌穴の掘削をどのようにするかというのが学識経験者等との話の中で出てて、甌穴はしっかりと残すべきだと、話がありました。我々もそのように思っています。

しかしながら、やっぱり一部川を大きくしてあげなくてはいけないので、こういう掘削

していきたいという説明をさせて頂くために、16ページの図にしております。ジャストポイントがちょっとずれてしまっているのですけれども、ご質問の合流点のところにつきましては堤防が実際にはないところなので、少なくともこの30年の間にやっていくという方向で考えております。

あと、先ほどの話に戻りますけれども、いつやるのかというところにつきましては、さらにこの方向性を踏まえて、この5カ年でやっていくのか、あるいは10年でやっていくのか、あるいは来年やるのかというところを別途、財政状況等々を踏まえながら検討していくというような話になるということでございます。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

水位情報のサービスについてです。我々も洪水が起こって水位が上がってくる際には事務所に詰めておりまして、それを逐次見ている状況ではございますが、8月の頭にあった佐用川で大雨が降った際ですが、あちらは少し時間が遅れたということもございましたが、10分間隔で配信をしているホームページのページと1時間間隔で配信しているページが切り替えができるようになっており、我々が10分単位で出ているものを見ておっても、今のところ、概ね例えば10時10分のデータというのは6分から7分遅れでデータが飛んでくるというサービス水準になってしまっている現状でございます。

こちらについては、サービスの向上には努めていくために検討は進めてまいりたいと思っておりますが、現状ではこのような状況になっております。

○河川管理者（中込事務所長）

補足ですが、まずは体制が貧弱になっているのではないのかというご指摘につきましては、何とか体制を確保していきたいと考えております。

ただ、出しているデータが非常に多い、それからリアルタイムで出しているという観点で、それを常時監視するというのは、なかなか難しいと思っております。

とは言いつつも、出している情報は地域の方々にとっても非常に重要な情報だと思っておりますので、極めてしっかり出さなくてはいけないという認識でもあります。

そういうことなので、ここにおられる方々だけに言ってもしょうがない話ではあるのですけれども、例えば遅いとか、あるいは配信されてないというような話がありましたら、出水のときには24時間体制で我々は事務所のほうに詰めることとなりますので、事務所の電話番号等が封筒の後ろに書いていますので、こちらのほうに直接連絡していただければ、我々も気がついてすぐに直す内部の体制をとれると思います。そういう形での

フォローというのもぜひぜひお願いしたいなど。我々としても、そういうことがないように、日々努めていきたいなど思っている次第でございます。

以上です。

○司会

よろしいでしょうか。

○参加者（小野市・長尾）

ありがとうございました。

○司会

その他、ご質問等ございませんでしょうか。

○参加者（加東市・住民）

加東市の大門から来ました。

先だって平成16年の台風で、大門橋の端に住んでいるのですが、柱に水が入って通行どめになる用地で、端に家があって怖い目に。一応、村として避難命令が出たぐらいになっているんですが、私がこっちへ来て50年、そのまま何遍もそういうことがあっても、その一角、大門だけが残ってます。お宮さんの端。川向こうの小野市は完璧になり、上田のところまで堤防ができていて、大門の住宅があるところだけ残っているのですが、水が出るたびにみんな、「ああ」と言いながら住んできましたが、どういようになっているのですか。その付近はお宮さんがあって、端に住んでいる者は倉庫へ水が入ってお米を失敗して、かなり消防が出てしたのですが、一応どういようになっているのか聞きたいと思えます。

○司会

ありがとうございました。今のご質問等について。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

資料の16ページのところにお示しをさせていただいておりますが、大門橋の地区については、川の掘削と左岸側については堤防の整備ということは今後30年間でやっていきたいと考えてございます。平成16年においては非常に水位が上がったということも我々は把握しておりまして、何とか対策をしていきたいということで内容を検討して、こちらに記載しております。けれども、今、堰上げによって水位が少し上がるような形になってますので、大門橋の架け替えの改修もしていかなければいけないということと、左岸側と右岸側とについては、河道の掘削を行っていかねばいけないということ、そして左岸側に

については堤防ができてないところについても整備をしていきたいと考えてございます。

○司会

よろしいでしょうか。

○河川管理者（中込事務所長）

補足ですが。河川整備は堤防をつくるという形や川の中を掘っていく形など、いろんな形で安全にしていくのですが、今回の大門地区についてはどういう方向で考えているかという、新たに大きな堤防をつくるのではなく、むしろ川の中を少し掘ってあげて水位を下げるという方向で考えております。

それから、あともう一つは、16ページのところに載ってますけれども、橋梁改築と書いてあります。大門橋は古い橋であそこにひっかかって、水もひっかかって水位が高くなってしまふ形になりますので、大門橋の改築、架け替えも必要になってくるのではないのかと思っております、今後の30年の中でやっていく方向で考えております。

ただ、今の話を聞くと、今にもやらなくてはいけないという感じで思っておりますので、まさにこういうような話を聞かせていただきながら、どういう順番でやっていくのかということを実際に考えていきたいと思っております。

○司会

よろしいでしょうか。

○参加者（加東市・住民）

ありがとうございました。

○司会

では、その他に。

○参加者（加東市・磯貝）

加東市の磯貝です。

先ほども質問させていただいてちょっと遠慮しておったのですが、今、大門の方が言われましたように、滝野・多井地区の滝見橋は古い橋がかかるとのわけです。当然、当局の方はご存じだと思います。いろんな要望が市を通じていろんな形で行ってます。加東市は住みよさランキング2位になりましたが、こういう古い橋は住民サイドには危険な、危ない橋というような形で被災されると、そういう経過がございます。

そういう形の中で、個々のことを言ったらいけないのですが、この16年にこれだけの被害があつて、30年先という形のお話を聞けば、はっきり申し上げて、「ああ、お役人仕事

やな、やっぱり30年先、どないなんのや」と、ここに来られるとる方はほとんどが生命と財産が危ない、現実にもそういう危険に遭われた中で関心を持たれて、水辺の植物やとか動物、魚類も確かに大事ですが、それ以前にこの危ない、危険、命をさらしたこのような状態を何とか早いこと解決してほしいと、そういうことに関心で来られとる人が私はほとんどだと思います。そういう中では、30年先、役所の仕事だとは言いながら、やはりそれを踏まえながら3年とか5年とか、大門橋であればここ3年とか5年とかの間に、ある程度限定した上で返事ができるような準備委員会もあると思いますが、お役人さん方もそういう形の中ではもっと親身になった本当の立場で考えていただきたいと、これだけ1つ要望をお願いして質問を終わります。

以上です。

○司会

ありがとうございました。ただいまのご要望に対して。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

大門橋もそうですし、滝見橋のほうも我々も非常に危険な箇所であるということと16年の洪水においては非常に水が上がってきて危険であるということは、重々把握しております。一刻も早くやりたいと考えてございます。

○参加者（加東市・磯貝）

3年ぐらいでできますか。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

なかなか年限というのは、これから検討予定です。

○河川管理者（中込事務所長）

本当に今の話は重く受けとめてさせていただこうと思っております。お役所仕事と叱られるというのは本当にそのように思っております。住民の生命、財産というのは、いの一番に守らなければいけないというのは、今回8月に佐用川での出水がありましたけれども、それからあとは実はすぐ横にある姫路河川国道事務所で管理している揖保川につきましてもかなり被害を受けておまして、ああいうのを見ていると本当に痛感するところです。今言ったようなご意見というのは、本当に身にしみて、一刻も早くやっていかななくてはならないと思っております。

橋の改修につきましても、ここで我々が聞くだけじゃなくて、市あるいは県、大門橋は確か県が架けた橋ではないかなと思っております。滝見橋は加東市、市のほうになって

いるのではないかと思います。そこと一緒に今言ったような話があるということをご共有しながら、いつできるのかということをお早急にやっつけていかなくてはならないのかなと思っております。頑張っけてやっけていきます。

以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。

その他にご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ。

その他、ご質問、ご意見等、ございませんか。

そしたら、まだ発言をなさりたい方もおられるかと思っておりますけれども、以上で終了させていただきます。

5. その他

○司会

ご意見等につきましては随時受け付けております。お配りしました意見の記入用紙にご記入していただきまして、お帰りに際に回収箱へ入れていただくと。あるいは、これをお持ち帰りいただきまして、後日ファクスあるいは郵送でご送付していただければと思っております。

それから、すべての説明会が終了後の19日から姫路河川国道事務所のホームページでもご意見をお寄せいただくことができます。

なお、詳しい意見の聴取方法につきましてはホームページ、資料-4にアドレス等を記入しておりますので参考にしていただけたらと思っております。

それから、皆様からお寄せいただきましたご意見の公表時期ですが、本日、ご意見、ご発言いただきました内容とお帰りに際に回収箱に入れていただきましたご意見につきましては、説明会終了後からおおよそ1カ月後を目途にして姫路河川国道事務所のホームページに掲載する予定です。

後日、ファクス、郵送あるいはホームページからお寄せいただきましたご意見は、ご意見の受付終了日の11月18日からおおよそ2週間後を目途に、ホームページに掲載する予定となっております。

少しお知らせですが、この説明会というのは、明日15時から加古川市の市立勤労会館にて開催させていただきますので、本日の説明で聞きそびれたとか、もう一回聞きたいとか、そういう方がおられましたら足を運んでいただければと思っております。

なお、その説明ですけれども、内容につきましては本日と同じ内容でさせていただきたいと考えております。

説明会は、今日と明日、17日、18日で終了しますが、その後はご案内しました姫路河川国道事務所のホームページで、引き続きご意見は募集しておりますので、そちらを活用していただき、ご意見を寄せていただけたらと思います。

6. 閉会

○司会

それでは、ここで姫路河川国道事務所長中込より閉会に際しましてのごあいさつを申し上げます。

○河川管理者（中込事務所長）

本日は本当にお忙しいところ集まっておきまして、本当に感謝しております。

一方的に我々事務所から一気に説明して、すぐに意見をほしいというのもすごく勝手であると私も感じております。それから、こういう場でなかなか発言するというのは、緊張するもので、なかなか難しいところもありますが、本当に私が思うのは今日みたいな話の中で少しでも、川のすぐ横に住まれているとか、あるいは川を利用されている方が本当にどのように思っているのか、そこの地域をどのように思っているのかという生の声を我々は本当に聞かなくてはいけないと思っておりますし、本当にそのようなことをしっかり把握していきたいと思っております。

ということで、このような機会というのはできるだけ多く行っていきたいと思っておりますし、それから今、事務局のほうから質問、意見等々がありましたら、意見用紙に記入して頂く話がありましたが、今日の説明会を聞いていただきまして、本当に感じたこと、思ったことを後日で結構ですので一言でもいただくと、本当にありがたいと思っておりますし、我々もそれを踏まえて行っていかなくてはならないという気持ちになると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

いずれにしても、安全安心、それから環境にも配慮しながら加古川をいい川に、地域の方々と一緒に取り組んでいきたいと思っております。引き続き、ご理解、ご協力、それからご意見等々をいただくと幸いです。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○司会

ありがとうございました。以上をもちまして、「加古川のこれからの川づくりに関する

説明会」を閉会いたします。

本日はご多忙の中、足をお運びいただきまして、まことにありがとうございました。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

7. 説明会当日に意見記入用紙に記入いただき、回収箱へ入れていただいたご意見

○参加者（加東市・住民）

加古川、1級吉馬川、川そこの土砂の整備を県議、市会議県北播局へ依頼しているが
いまだ整備ができない。回答は文紙で願いたい。